平成２２年（フ）第１５６号
静岡県浜松市中区瓜内町1921番地の２
債務者　加藤　桂子
１　決定年月日時　平成22年４月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月18日午前11時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１６１号
静岡県浜松市浜北区染地台１丁目４番19号、前住所静岡県浜松市西区坪井町4271番地シーサイドポート201号室
債務者　桑原　俊道
１　決定年月日時　平成22年４月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月18日午前11時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１１号
島根県益田市遠田町2011番地１
債務者　上村　美緒
１　決定年月日時　平成22年４月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月22日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２２年（フ）第４５６号
東京都東村山市本町４丁目８番地本町アパート21―206
債務者　三枝　繁則
１　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月23日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４６２号
東京都調布市深大寺元町２丁目２番地15コーポＧ２Ｄ
債務者　金澤　俊夫
１　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３８４号
東京都青梅市新町５丁目48番地の22
債務者　滝　つや子
１　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月25日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４０２号
東京都府中市武蔵台１丁目29番地の62杉崎荘202号
債務者　成田　清子
１　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月25日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４２１号
東京都八王子市堀之内２丁目24番地４横山方
債務者　村岡　邦夫
１　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月25日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３５３号
東京都国立市青柳375番地２―202
債務者　木暮卯三郎
１　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月30日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３２９号
東京都府中市紅葉丘２丁目10番地の５大越マンション401
債務者　嶋貫　眞弓（旧姓小野）
１　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月２日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１６５号
静岡県浜松市西区大山町3407番地の１
債務者　大村　伸代
１　決定年月日時　平成22年４月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月２日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

免責許可決定

平成２１年（フ）第８２４号
栃木県足利市朝倉町３丁目30―１　ワイズフラット201、住民票上の住所栃木県足利市小俣町2156番地３
破産者　河内　優子（旧姓中村）
１　決定年月日　平成22年４月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第８５９号
栃木県鹿沼市藤江町817番地
破産者　秋澤　邦夫
１　決定年月日　平成22年４月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３９号
栃木県宇都宮市宝木町２丁目1023番地６ディモーラ宝木201、前住所栃木県宇都宮市松原１丁目５番２号
破産者　手塚　伸一
１　決定年月日　平成22年４月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４０号
栃木県鹿沼市御成橋町２丁目2224番地１　根本ハイツⅡ201、前住所栃木県鹿沼市樅山町125番地１　プラスパーＢ棟202号
破産者　片山千枝子
１　決定年月日　平成22年４月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４５号
栃木県宇都宮市徳次郎町444番地　山王市営住宅９号棟402号室
破産者　早坂　修一
１　決定年月日　平成22年４月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４８号
栃木県芳賀郡益子町大字生田目544番地１
破産者　佐藤　純子
１　決定年月日　平成22年４月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係